

令和3年4月21日参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議事録

○松沢成文君 日本維新の会の松沢と申します。

今日は、三人の先生方、もうコロナ禍で大変な状況の中、参考人として御出席
いただいて、ありがとうございました。

今までお話聞いていて、やはりこの法案でやっぱり足りなかったなと思うのは、
BツリーCの取引だけを対象にしてCツリーCが入らなかったと、今フリマアプリな
んかがどんどんできてきて、やっぱりCツリーCの取引でのトラブルというのも相
当多くなってきていますよね。ただ、このCツリーCの市場がうまく発展すると、
私は、無駄なものが眠っている社会から有効利用される社会になって、ごみも減
っていくんじゃないかなと、究極な話。そんなところまで影響あるんじゃないか
なと思っているんですが、これ、今回の法案で、いわゆるCツリーCの、この出品
する側のCの中でもかなり組織的にやっている隠れBがいるんじゃないかと、そ
の隠れBをどうやって線引きして探し出すか。例えば反復継続して転売を繰り返
していたり、あるいはかなりの金額をそういう組織的にやって稼いでいたりする
のは、完全にこれCというよりもBの部類に入ると思うんですけども、最終的
には裁判所が判断すると先ほど染谷先生おっしゃっていましたが、この線引きの
ときの何か条件というか、こういうのをやっていたらやっぱりBでしょうとい
うようなところは、三人の参考人の先生方、どこにあると考えますか、どの辺にあ

ると。それ難しいんですかね、はい。

○参考人（正木義久君） いや、まさに先生のおっしゃっていただいたとおり、反復継続して組織的にやっているということなんですけれども、その売上げをどこに立てているかということですよ、一つは。

例えば、ある会社の社員が個人の名前でやっていると、だけどその売上げは実は会社に入っていますということであれば、それは把握できるというふうに思います。組織でやっているということだと思います、個人名を使っているだけで、ということだと思います。そういう一つ一つの事例をよく積み重ねると。

官民協議会というのが今回良いところは、そういうところの秘密の、守秘義務を持ちながらお互い情報交換できると。ああ、おたくにもそういう人いてましたかと、この名前を名のっている人がいましたかと、うちでもこの人がどうも何か市場を荒らしているようなことをやっているという情報交換ができるという仕組みになってございますので、その中で、やはりこの人はCのように見えるけど隠れBであるという話になればBとして扱うということができるようになるのではないかというふうに思います。

○参考人（拝師徳彦君） 非常に難しい問題だと思います。

そもそも、本当にきれいに概念上線引きできるかという問題があると思っていてまして、今フリマ等を利用される方って、本業では会社勤めをされながら、副業で、まあ数万でもいいからということで収入を得るためにやられるという方もい

らっしゃると思うんですけれども、じゃ、その方ってBになるのだろうか。じゃ、数万だと、一定、収入が高いから、しかも継続性という意味ではあるから、じゃ、Bに入るのかなという気もしますが、じゃ、大学生が、お小遣いちょっとだけ稼ぐ、数千円たまに稼ぎたいなというときに身の回りのもので要らなくなった服などを出していく、その場合はどうなのかということになると、かなり微妙なラインになってくるのかなというふうに思います。その大学生もちょこちょこ継続的にやっているとBになりかねないということなんですけど。

まあ一般的にはそのぐらいただったら普通の消費者でもやるんじゃないというラインで、本当にここで線引きというのは難しいので、やっぱり若干高めなラインでBのラインは引くしかないのかなという気はしていますが、他方で、それだけ頻繁に取引する大学生、一消費者とはいっても、場合によっては相手の消費者に迷惑掛けるようなこともあり得るということですので、その際のやっぱり責任、ルールについてはきちんと本人に納得してもらった上で理解をして取引してもらうような情報の開示とか、事前にそのことをきちんと了承してもらった上で取引に臨んでもらうようなことはもうちょっとしっかりやってもいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○参考人（染谷隆明君） 同じく大変難しい問題だと思っておりまして、そもそも販売業者というものにつきましては、営利目的を持って反復継続的に販売する

というところでございます。

それにつきましては個別具体的に判断するというところでございますけれども、例えばでございますが、私が聞いたことあるのは、これはちょっと非常に安易な例なんです、フリマアプリで販売したお金を振り込む口座が括弧カ、何々会社と書いてあるという、どう見ても会社の口座に振り込むというような事例は当然あると、というのは決まっていますねと。

あとは、やはりフリマアプリの業者としては、何品出品して、かつ同種の商品なのかどうか、同じような商品を例えば出品しているのであれば、それは転売ヤーのようにも思えますし、事業者のようにも思えるということですので、同じような商品を出品しているのかですとか、何品出品しているのか、で、それに対する売上げが幾らなのか等々の事情から総合的に考慮してラインを引くしかないのではないかというふうに考えています。

そのほかには、複数アカウントを禁止しているというのが通常のフリマアプリでございます、なぜかという、複数アカウントを持っていると、複数の、同一人物が複数アカウントで出品することによって、その隠れBを更に潜脱するというようなことが行われてしまうためでございます。

なので、同一アカウントなのか、実際には同一アカウントなのかどうかという判断の上では、その何か、メールアドレスが同じなのかとか、IPアドレスが同じなのか、端末情報が同じなのかというような情報を取っているところござ

いますので、こういった情報の積み重ねでBなのかどうなのかということを検討することになるのかなというふうに思っている次第でございます。

○松沢成文君　ちょっとこれから個別具体的なケースについてお聞きしたいんで、弁護士の二人の先生に御意見いただきたいんですが。

例えば、本をアマゾンで売ると。そのときに、売りたいから当然レビューが出ますよね、まあレビューは今回対象になっていませんけれども。このときに、アマゾンがDPF事業者ですよね。それから、本を出版している出版社がこの販売者だと思います。でも、そこには著者がいるわけですよね。じゃ、著者がその出版社と結託して、この本はすごくいい本だからみんな読んでねって、みんなたくさんレビュー出せとか、あるいは敵対的な本を攻撃したりですね、こういうことを結託してやった場合には、この著者もこの法律に触れるということになるとお考えですか。

○参考人（拝師徳彦君）　まず、前提として、そのレビューが虚偽の事実を、虚偽内容であるという前提であれば、共同不法行為という形で当然、著者の方も虚偽のレビューについて、まあどういう形でか分かりませんが、協力するというのであれば民法上の不法行為が成立するだろうということはあるんだろうと思いますが、違法というのはどの法律についての。

○松沢成文君　いや、今回の法律でしょっぴかれる可能性はありますか。販売事業者と結託してフェイクニュースを流し続けた場合、レビューにね。今回レビュ

一自体は対象外ですけれども。ごめんなさい、済みません。今回の法律ではないのかな。

○参考人（拝師徳彦君）　じゃ、済みません、ちょっと先に。

○参考人（染谷隆明君）　お答え申し上げます。

今回の法律で違反するかという意味でいうと、直接は違反ということはないのではないかというふうに思っております、まあ強いて挙げるとすればですが、三条一項第二号にプラットフォームにより提供される場における表示について苦情があったときには調査しなければならないというふうになっておりますので、このレビューはステマであるというようなことがもし苦情があったのであれば、今の例でいうとアマゾンに調査していただくということになるのかなというふうに思います。

○松沢成文君　もう一つちょっとケースの質問をしたいんですが、ふるさと納税の仲介事業者として、さとふるとか、ふるさとチョイスとか、こういうオンラインでやっているところがありますよね。ふるさと納税は、一般の人がすぐ返礼品を直接選ぶんじゃなくて、結局、寄附税制をした人が、その動機としてこの返礼品を探しながら寄附税制するか決めるわけですよね。ただ、これは、やっぱりネットを使って返礼品を展示してですね、それで選んでもらうという意味においてはこのDPF事業者になるんじゃないかなと、ふるさとチョイスとかね、この辺が。ただ、難しいのは、この返礼品をその市場に、市場にというか、ネットに出

すのが地方自治体、そしてその品物自体を出すのはその地方自治体に返礼品として認められた生産者ですよね、牛肉とか。

実は、ふるさと納税のこの返礼品のチョイスも結構トラブル多いんですよ。例えば、ネットで見ても、こんな立派な牛肉だったのにちんけなものしか送ってこなかったとか、文句多いんですよ。だから、これはやっぱり寄附税制の中でのその返礼品のチョイスだから、この法案は関係ないんですよ。これ、その辺はどうでしょう。

○参考人（染谷隆明君） 御質問いただきまして、ありがとうございます。

今回の取引デジタルプラットフォームの定義といたしましては、その通信販売の場を提供するというところでございます。したがって、通信販売というのがその商品又は役務を販売するというところでございますので、商取引を行っているというところでございます。

一方で、ふるさと納税という意味でいいますと、それは寄附をしていると、ということなので基本的には取引ではないのではないかと。もちろん、その返礼品目的でやっているかもしれませんが、法的には取引ではないのではないかと。というふうには思っている次第でございます。

また、委員御指摘のとおり、ふるさと納税の返礼品にその不当表示等が多いということについては私も理解しているところでございまして、ちょっと記憶ベースで大変恐縮なんですけれども、調べてくればよかったです、ふるさと納税

でA5の牛肉というふうに表示して、実はA4だったと。これは、おいしくない、A5のはずがないというところで、そのふるさと納税がきっかけにそのふるさと納税の返礼品を納入している事業者が不当表示を行っていたことが発覚しまして、これ、たしか地方自治体だったと思いますけど、地方自治体が景表法に基づいて措置命令を行ったという事案については認識している次第でございます。

○松沢成文君 最後に、じゃ、もう一つ、染谷先生に。

これ、インターネットでの個人輸入で海外のものを輸入する場合に、もちろん、販売業者は海外にいるんですよね。ただ、何か、輸入代行業者というのもいて、この輸入代行業者が、向こうの販売業者がなかなか消費者は分からないと。でも、この個人輸入をうまく使って違法なものがかかり輸入されちゃっているんです。例えば、薬機法で、先ほど先生、禁止されている電子たばこかニコチン溶液とか、こういうものはやっぱり海外が絡むから今回の法律では規制はできないんですね。

今後、だから、国際的なこのオンライン取引の何かルールみたいのを、普遍的なものを作っていく限り、ここはストップ、規制できませんよね。そういうふうを考えていいんですかね。

○参考人（染谷隆明君） 大変難しい御質問いただいたというふうに思います。

まず、今回の法律との関係でいうと、これ衆議院の答弁でもあったような記憶がありますけれども、海外のデジタルプラットフォーマーであっても、少なくとも

も日本の消費者を対象にその通信販売の場を提供しているということであれば、本法は適用があるというところがございます。ただ一方で、内容自体が努力義務ですとか又は要請というものでございますので、それがどこまで実際に履行されるのかについては議論があるんじゃないかというふうに思っています。

また、委員が今御質問してくださいました越境代行E Cについてでございますが、これ実務上、非常に様々なスキームがあるところがございます。海外から買ってきますよということ国内で消費者を誘引するという場合、何というか、契約的には、その代行事業者が海外で買い付けて、その越境代行事業者がさらにその消費者に対して売るといようなことをしている例が私は多いという理解しております。この場合は、対消費者との関係では単なる売買契約をしているだけ又は通信販売をしているだけでございますので、何か問題があるということであればその越境代行E C業者に対して通信販売規制に基づいて法執行がされるのではないかというふうに考えております。

○松沢成文君 ありがとうございます。